

## Q & A

Q 1 特例介護給付の支給期間はどれだけ認められますか？

A 1 障害福祉サービス等の支給申請をした日から、支給決定された日の前日までの間となります。

例：サービスの支給申請日 11月6日 支給決定日 12月10日  
特例介護給付対象期間 11月6日から12月9日

Q 2 特例介護給付費等の対象となるサービスはなんですか？

A 2 障害福祉サービス等の支給申請をしたサービスに限ります。申請していないサービスについて特例介護給付費等は支給できません。

Q 3 特例介護給付で利用できる量はどれくらいですか？

A 3 障害福祉サービス等の支給申請で希望された量に対して、支給決定された支給量の範囲に限ります。

ただし、支給決定の効力（サービスの有効開始期間）が月途中から生じる場合、特例給付分と支給決定後の障害福祉サービス等の支給決定分を合わせて1か月分の支給量の範囲内となるよう調整して給付します。

Q 4 サービスの利用が認められなかった場合は、特例介護給付費はどうなりますか？

A 4 障害支援区分が希望するサービスの要件に至らなかった場合等、サービスの支給申請が認められなかった場合は、特例介護給付費等は支給されません。そのため、利用にかかる費用はすべて自己負担となります。また、支給申請を取り下げた場合も同様です。

Q 5 12月中に特例介護で利用した給付費を1月に申請しましたが、支払いはいつですか？

A 5 Q 3であるように、特例介護給付費は、障害福祉サービス等の支給決定された支給量の範囲内で支給されるため、特例介護給付の支給金額は、障害福祉サービス等の支給決定後にサービス提供を受けた分の給付額が確定してからとなります。

仮にサービスの支給決定日が12月10日だった場合、12月10日から12月31日までに提供を受けたサービス分の給付額が確定してからとなりますので、通常であれば1月に審査を行い、金額を確定し、2月に特例介護給付費の支給となります。